

## TTC DSL 専門委員会 スペクトル管理 SWG

---

ファイル名: SMS-04-TOKAI-01

日 付: 2003 年 10 月 17 日

提 出 元: 株式会社ビック東海<sup>1</sup>

題 名: 事後対策対象方式(与干渉側)を採用する事業者名の特定について

---

## 1. はじめに

JJ100.01 第 2 版およびスペクトル適合性確認報告書で使用する伝送方式の呼称について、伝送方式名に特定事業者名を含まない呼称を採用することが 8/7 のスペクトル管理 SWG で合意されているが、9/16 の総務省コメントによれば、「TTC 報告書等に事後対策対象事業者名(与干渉側)が明記されている」とあり、SWG 報告書が事業者名の特定について一定の役割を果たすこととなっている。

事業者の営みとして、新たに与干渉側または被干渉側の伝送方式を市場投入することを検討する場合に、事後対策対象方式を採用する事業者名が公に明らかにされているべきであると考えながら、スペクトル管理 SWG が、総務省コメントの主旨に沿う活動をするのかどうか、活動する場合はどのように行うのか、SWG の本件に対する役割と活動内容を明確にする必要がある。

( )内は弊社記

## 2. SWG で合意した呼称の変更

8/7 の SWG で、「適合性確認を行った伝送方式である限り(注記で規定された条件の範囲で)、どの事業者が使用することも可能であり、特定事業者名を表記することは望ましくない」と合意し、JJ100.01 第 2 版およびスペクトル適合性確認報告書における伝送方式の呼称変更を行った。事後対策対象方式を採用する事業者名は、8/7SWG の議事録および添付資料に「旧呼称」として記述があり、TTC の HP 上で公開されている。

JJ-100.01 第 2 版記載の呼称	スペクトル適合性確認結果報告書記載の呼称
G.992.1 Annex A (sOL) クラス A 仕様	G.992.1 Annex A (OL) [ソフトバンク BB・長野県協同電算仕様]
G.992.1 Annex C DBM (OL)クラス A 仕様	G.992.1 Annex C DBM (OL) [アッカネットワークス仕様]
G.992.1 Amendment 1 Annex C profile 5 (XDD)	G.992.1 Amendment 1 - Annex C XDD
G.992.1 Amendment 1 Annex C profile 6 (XOL)	G.992.1 Amendment 1 - Annex C XOL
G.992.1 Amendment 1 Annex C profile 3 (FBMsOL)	G.992.1 Amendment 1 - Annex C FBMsOL

---

<sup>1</sup> 連絡先: 株式会社ビック東海  
高橋 強 TEL:054-254-3820 FAX:054-652-4482 email:t\_takahashi@victokai.co.jp

ダブルスペクトル ADSL SBM (FDM)	G.992.1 Annex I SBM (FDM)
ダブルスペクトル ADSL SBM (OL)	G.992.1 Annex I SBM (OL)
クワッドスペクトル ADSL DBM/FBM (FDM)	クワッドスペクトル ADSL (TTC 寄書 SMS-1-25 仕様)

SMS-03-19 より転記

### 3. 総務省コメント

事後対策対象方式(与干渉側)を採用する事業者名は TTC 報告書等(7/16 スペクトル適合性確認結果報告書)に明記されており、今回の接続約款変更案も TTC 報告書に従い接続条件を定めるものであることから、NTT 東日本・西日本が情報開示を行わなくとも、申告可能方式(被干渉側)を提供する事業者は TTC 報告書により事後対策対象方式を提供する事業者名を把握することができる。

また、事後対策対称方式を新たに提供しようとする事業者が現れた場合も、TTC における事業者間の合意を得て、TTC 報告書にその事業者名を追記する必要があるため、申告可能方式を提供する事業者はその事業者名を把握することができる。

従って、事前に事後対策対象方式を利用する協定事業者名について、NTT 東日本・西日本が情報開示する必要性は認められない。

9/16 総務省発表の、「東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可」における総務省の考え方より抜粋

[http://www.soumu.go.jp/s-news/2003/pdf/030916\\_2\\_02.pdf](http://www.soumu.go.jp/s-news/2003/pdf/030916_2_02.pdf)

( )内は弊社記

### 4. 提案

本件について、次のいずれかを行うことを本 SWG で決定することを提案する。

DSL スペクトル管理 SWG として、HP 上で与干渉方式を採用している事業者名の最新状況を何らかの形で一覧して掲載し、かつ新たに与干渉方式を採用する事業者が現れた場合は追記(更新)する活動を行う。

「与干渉方式を採用している事業者名を特定することは必要であるが、SWG では本件についての役割を持たない」ことを DSL スペクトル管理 SWG の合意事項とする。

以上